

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第111号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条の表北区役所の款中「北区役所」の右に「及び中京区役所」を加え、同款区民部の項中「企画総務課」を「総務課」に、「地域振興課」を「まちづくり推進課」に

「  
改め、同款福祉部の項中  
福祉保護課 地域福祉係 福祉係 支援係 保護  
第一係 保護第二係  
長寿社会課  
を  
」

「  
福祉介護課 福祉係 介護保険係  
支援保護課 支援第一係 支援第二係 保護第一  
係 保護第二係  
に、「年金係」を「年金老人  
」

保健係」に改め、同表上京区役所の款中「上京区役所」の右に「及び西京区役所」を加え、同款区民部の項中「企画総務課」を「総務課」に、「地域振興課」を「まちづくり推進課」に改め、同款福祉部の項中

「  
福祉保護課 地域福祉係 福祉係 支援係 保護  
係  
長寿社会課  
を  
」

「

福祉介護課	福祉係 介護保険係
支援保護課	支援第一係 支援第二係 保護第一係 保護第二係

に改め、同表下京区役所の款

」

中「下京区役所」を「山科区役所及び右京区役所」に改め、同款区民部の項中「企画総務課」を「総務課」に、「地域振興課」を「まちづくり推進課」に改め、同款福祉部

「

の項中

福祉課	地域福祉係 福祉係 支援係
-----	---------------

を

」

「

福祉介護課	福祉係 介護保険係
支援課	支援第一係 支援第二係

に、「保護第三係」を「保護

」

第三係 保護第四係」に改め、

「

長寿社会課	
-------	--

を削り、「年金係」を「年金

」

老人保健係」に改め、同表南区役所及び右京区役所の款及び西京区役所の款を削り、同表伏見区役所の款中「伏見区役所」を「南区役所及び伏見区役所」に改め、同款区民部の項中「企画総務課」を「総務課」に、「地域振興課」を「まちづくり推進課」に

「

改め、同款福祉部の項中

福祉課	地域福祉係 福祉係 支援係
-----	---------------

を

」

福祉介護課	福祉係 介護保険係
支援保護課	支援第一係 支援第二係 保護係

に、「年金係」を「年金老人

保健係」に改め、同表左京区役所及び山科区役所の款中「山科区役所」を「下京区役所」に改め、同表区民部の項中「企画総務課」を「総務課」に、「地域振興課」を「まちづくり推進課」に改め、同表福祉部の項中

福祉課	地域福祉係 福祉係 支援係
-----	---------------

を

福祉介護課	福祉係 介護保険係
支援課	支援第一係 支援第二係

に改め、

長寿社会課	
-------	--

を削り、「年金係」を「年金

老人保健係」に改め、同表中京区役所の款を削り、同表東山区役所の款区民部の項中「企画総務課」を「総務課」に、「地域振興課」を「まちづくり推進課」に改め、同表

福祉部の項中	福祉保護課	地域福祉係 支援係 保護第一係
		保護第二係
	長寿社会課	

を

福祉介護課	福祉係 介護保険係
支 援 課	支援第一係 支援第二係

に改め、

長寿社会課	
-------	--

を削り、「年金係」を「年金

老人保健係」に改める。

第2条第5項の表を次のように改める。

北区役所区民部総務課	庶務係長 調査係長
上京区役所区民部総務課	庶務係長 調査係長
左京区役所区民部総務課	庶務係長 調査係長
中京区役所区民部総務課	庶務係長 調査係長
東山区役所区民部総務課	庶務係長 調査係長
東山区役所区民部課税課	土地係長 家屋償却係長
東山区役所福祉部保険年金課	資格係長 保険料係長 年金老人保健係長
山科区役所区民部総務課	庶務係長 調査係長
下京区役所区民部総務課	庶務係長 調査係長
南区役所区民部総務課	庶務係長 調査係長
右京区役所区民部総務課	庶務係長 調査係長
西京区役所区民部総務課	庶務係長 調査係長
伏見区役所区民部総務課	庶務係長 調査係長

第5条中「定め、総務局長に報告しなければならない」を「定める」に改め、同条に次の1項を加える。

2 区長は、次に掲げる事項を総務局長に報告しなければならない。

- (1) 第7条区民部の款総務課の項第15号の規定により総務課が分掌する事務の概目
- (2) 第7条区民部の款まちづくり推進課の項第12号の規定によりまちづくり推進課が分掌する事務の概目
- (3) 前項の規定により定めた事務の概目

第7条区民部の款企画総務課の項中第7号を削り、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、第15号を削り、第16号を第13号とし、第17号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (15) まちづくり推進課の項第12号に掲げる事務(まちづくり推進課の事務として区長が指定するものを除く。)に関する事。

第7条区民部の款企画総務課の項中「企画総務課」を「総務課」に改め、同項第18号を同項第16号とし、同款地域振興課の項中「地域振興課」を「まちづくり推進課」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同号の次に次の1号を加える。

- (12) 次に掲げる事務のうち、区長が指定するものに関する事。

- ア 区基本計画
- イ 区民のまちづくり活動の支援
- ウ 地域振興
- エ 広報及び広聴
- オ 区行政連絡協議会

第7条区民部の款市民窓口課の項中第19号を第20号とし、第6号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成15年京都

府条例第35号)による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料の徴収に関すること。

第7条福祉部の款福祉課の項第2号を次のように改める。

- (2) 児童福祉法, 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による居宅介護の提供に関すること。

第7条福祉部の款福祉課の項中第4号及び第5号を削り, 第6号を第4号とし, 第7号を第5号とし, 同号の次に次の2号を加える。

- (6) 介護保険被保険者の資格に関すること。
- (7) 介護保険の保険給付(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。

第7条福祉部の款福祉課の項第8号及び第9号を次のように改める。

- (8) 介護保険法による介護給付(介護保険施設の代表者に受領が委任されたものを除く。)及び予防給付の審査及び支給決定に関すること。ただし, 審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができるものを除く。
- (9) 介護保険料に係る徴収金の賦課, 減免, 調定及び徴収(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。

第7条福祉部の款福祉課の項中第13号を削り, 第12号を第17号とし, 第11号を第16号とし, 第10号を第15号とし, 第9号の次に次の5号を加える。

- (10) 介護保険料に係る徴収金の滞納処分に関すること。
- (11) 介護保険料に係る徴収金の嘱託及び受託に関すること。
- (12) 介護保険料に係る徴収金の欠損処分に関すること。
- (13) 介護保険料に係る徴収金の過誤納金の還付に関すること。
- (14) 介護保険法施行令第9条第1項に規定する合議体に関すること。

第7条福祉部の款福祉課の項中「福祉課」を「福祉介護課」に改め, 同項の次に次の1項を加える。

## 支 援 課

- (1) 児童、母子家庭及び寡婦、高齢者、身体障害者並びに知的障害者の福祉に係る支援に関すること。ただし、福祉介護課、福祉事務所及び児童福祉センターの所管に属するものを除く。
- (2) 高齢者保健福祉相談窓口に関すること。
- (3) 児童扶養手当の認定の請求、届出等の受理及びそれらの請求及び届出に係る事実についての審査に関すること。
- (4) 児童扶養手当証書の交付及び記載事項の訂正（本市の区域内における住所の変更に係るものに限る。）に関すること。
- (5) 児童扶養手当の受給資格の有無及び額の決定に必要な事項に関する調査に関すること。
- (6) 児童扶養手当の支給に関する処分に必要な資料及び報告の要求に関すること。
- (7) 特別児童扶養手当（区長に権限が委任されたものに限る。）に関すること。
- (8) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の受給資格の認定及び現金による支払に関すること。
- (9) 心身障害者扶養共済事業に係る加入申込み等の受付に関すること。
- (10) その他社会福祉に関すること。

第7条福祉部の款保護課の項第1号中「福祉課」を「福祉介護課」に改め、同款福祉保護課の項中「福祉保護課」を「支援保護課」に改め、同項第1号中「福祉課」を「支援課」に改め、同款長寿社会課の項を削り、同款保険年金課の項第11号及び第12号を次のように改める。

- (11) 老人保健法による医療の受給資格の認定、医療費及び高額医療費の支払並びに不正利得（医療の制限及び保険医療機関等に係るものを除く。）の徴収に関すること。
- (12) 老人保健法による医療の給付に係る一部負担金に関すること。

第7条福祉部の款保険年金課の項第13号から第15号までを削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)